



# 南相馬市 令和8年度 学校給食食物アレルギー等対応助成金

市では、保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の心身の健やかな成長を推進するため、食物アレルギー及び食事管理を要する疾病等のため学校給食の提供を受けず、弁当を持参する児童及び生徒の保護者に対し、助成金を交付します。

※令和8年度からは、「食事管理を要する疾病等により給食が喫食できない児童生徒の保護者」を支援の対象とするよう事業を拡充しました。

## 1 交付対象者（申請可能な方）

市公立小中学校に在学し、食物アレルギー又は食事管理が必要な疾病若しくは障がいにより、医師の証明を受け、次の（１）又は（２）に該当する児童生徒の保護者です。

なお、申請には、医師の証明または、それに準ずる書類の提出が必要となります。

- (1) 食物アレルギー等のため、学校給食において完全弁当対応をする児童等の保護者
  - (2) 食物アレルギー等のため、一部代替おかず等を持参対応する児童等の保護者
- ※牛乳のみの場合は、助成の対象となりません

## 2 助成金の額

代替弁当等を持参した回数に対し、1食あたり下に記載の単価を支給します。

区分	(1) 完全弁当対応の場合	(2) 代替おかず等を持参した場合
小学生	420円	210円
中学生	480円	240円

※持参した回数は、在席する小中学校において確認等を行います。

## 3 助成金の交付時期

助成金の交付は、年間実績が確定した後、一括して交付します。

## 4 申請方法

本助成金の申請をされる場合は、申請書類をお渡しいたしますので学校にお申出ください。申請書は児童生徒一人ごとに必要事項を記入し、学校へ提出してください。この助成金の交付を受けるためには、毎年、申請を行う必要があります。

## お問い合わせ先

### ○申請等に関すること

お子さまの在学している（する予定の）学校

### ○制度内容や審査結果等に関すること

南相馬市教育委員会 学校教育課 TEL 0244-24-5283